

届出が必要な特定施設（騒音・振動）【騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例】

施 設 名		騒音		振動	
		騒音規制法	条例	振動規制法	条例
金 属 加 工 機 械	圧延機械（定格出力の合計 22.5kW 以上）	○		×	○
	製管機械	○		×	○
	ベンディングマシン（ロール式で定格出力 3.75kW 以上）	○		×	
	液圧プレス（矯正プレスを除く）	○		○	
	機械プレス	○（呼び加圧能力 294kN 以上）		○	
	せん断機	○（定格出力 3.75kW 以上）		○（定格出力 1kW 以上）	
	鍛造機	○		○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○		○（定格出力 37.5kW 以上）	
	ブラスト（タンブラスト以外、密閉式を除く）	○		×	
	タンブラー	○		×	
	工作機械（自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、 歯切盤又はラジアル盤で、同一建物に 5 台以上設置するものに限る）	×	○	×	
	切断機（といしを用いるものに限る）	○		×	
空気圧縮機（定格出力 7.5kW 以上）		○		×	
圧縮機（冷凍機は除く、定格出力 7.5kW 以上）		×		○	
送風機（定格出力 7.5kW 以上）		○		×	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機（定格出力 7.5kW 以上）		○		○	
織機（原動機を用いるものに限る）		○		○	
コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0.45m³以上）		○		×	
アスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）		○		×	
コンクリートブロックマシン（コンクリートブロックの製造機）		×	○	○（定格出力の合計 2.95kW 以上）	
コンクリート管の製造機械		×	○	○（定格出力の合計 10kW 以上）	
コンクリート柱の製造機械		×	○	○（定格出力の合計 10kW 以上）	
穀物用製粉機（ロール式で定格出力が 7.5kW 以上）		○		×	
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	○		○	
	チップパー	○（定格出力 2.25kW 以上）		○（定格出力 2.2kW 以上）	
	砕木機	○		×	
	帯のご盤（製材用は定格出力 15kW 以上、木工用は定格出力 2.25kW 以上）	○		×	
	丸のご盤（製材用は定格出力 15kW 以上、木工用は定格出力 2.25kW 以上）	○		×	
	かなな盤（定格出力 2.25kW 以上）	○		×	
抄紙機		○		×	
印刷機械		○（原動機を用いるものに限る）		○（定格出力 2.2kW 以上）	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外で定格出力 30kW 以上）		×		○	

合成樹脂用射出成形機	○		○	
鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	○		○	
工業用ミシン及びメリヤス編機（同一建物に 10 台以上設置するものに限る）	×	○	×	
打貫機（定格出力 3.75kW 以上）	×	○	×	○
コルゲートマシン	×	○	×	
キューボラ	×	○	×	
研磨機（定格出力 3.75kW 以上）	×	○	×	
天井走行クレーン、門型走行クレーン	×	○	×	
ロータリーキルン	×	○	×	
クーリングタワー（定格出力 3.75kW 以上）	×	○	×	
染色機械（定格出力 15kW 以上）	×	○	×	
幅出機械（定格出力 15kW 以上）	×	○	×	
風力発電施設（出力 20kW 以上）	×	○	×	

※ 騒音（振動）規制法に基づく特定施設を設置する工場・事業場に、条例に基づく騒音（振動）に係る特定施設を設置する場合は、条例の届出は不要

特定施設の設置工事開始日の 30 日前までに届出をしてください。（提出部数は 2 部）

上記以外の施設についても、騒音、振動が発生すると考えられる場合は、近隣住民には十分な説明をするとともに、施設の移動に伴う苦情が発生しないように努めてください。